

整理番号 18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費				
内容	駐車場賃借料 (30年 6月分)				
年月日	平成30年6月1日~平成30年6月30日	金額	10,000 円		

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

＜領収書貼

【 領 収 証 】

桜井勝郎事務所 H30年5月17日 様

金額

¥10,000

但 駅西ガレージNo.5 H30年6月分賃料 として

内訳

印紙

株式会社
代表取締役 大場 泰介
島田市幸町12-20
Tel (0547) 37-1333



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	10,000 円	100%	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

静岡県議会議員 桜井勝郎 様





¥ 50,000円

但し、平成30年6月分事務所使用料
入金日平成30年6月7日 上記正に領収いたしました。

島田市日之出町一1 島田商工会議所会館内5階
協同組合静岡文化振興会 理事長 矢澤雅則




整理番号	20
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	コピー機リース料 (30年 6月分)		
年月日	平成30年6月1日~平成30年6月30日	金額	20,088 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	20,088 円	100%	20,088 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 21

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	電話使用料 (30年 6月分)		
年月日	平成 年 月 日	~平成 年 月 日	金額 9,822 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様 お客様番号 2018年 6月ご請求分 金額(円) ¥5,142- 受取人 NITファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領取日 附印 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 桜井勝郎事務所 様 お客様番号 2018年 6月ご請求分 金額(円) ¥4,680- 受取人 NITファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領取日 附印 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	9,822 円	100%	9,822 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 22

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料		
年月日	平成 年 月 日	~平成 年 月 日	金額 3,888 円

目的	資料等のコピー
用途	30年 6月請求コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動、県政関連資料などの作成
《領収書貼付枠》	

領収証 No. 002328

桜井勝郎事務所 様 30年6月27日

金額	¥3,888
内	コピー料
消費税等	288
現金	
小切手	

上記正に領収いたしました
文具、事務機器、オフィス家具

株式会社 サワムラ事務器



〒427-0006 島田市阿知ヶ谷2-9-7
TEL (0547) 35-6344
FAX (0547) 36-1936

Ⓜ HISAQO #N1779(50) J597840

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,888 円	100%	3,888 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 23

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	---	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告 (ラジオ放送料)		
年月日	平成30年 6月 1日~平成30年 6月30日	金額	59,400 円

目的	県政の啓蒙活動
用途	30年 6月分ラジオ放送料
政務活動・ 県政との 関連性	県政の最新情報の発信

《領収書貼付枠》

領収証 桜井勝郎 様 No. _____

金額 59,400 円


内訳 6月分コーナ料


現金 振込 小切手 手形

消費税込額等(8%) 4,400円

平成30年6月30日 上記正に領収いたしました

静岡県島田市中心5番の1
株式会社FM島田
代表取締役 八本和夫





按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	59,400 円	100%	59,400 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

F M放送業務基本契約書

静岡県議会議員 櫻井勝郎（以下「甲」という。）と、
株式会社FM島田（以下「乙」という。）は、FM放送番組を利用する
業務について、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 契約の内容は、次のとおりとする。

- （1）放 送 平成30年6月5日から2019年5月22日までの間で
放送する。
- （2）放送時間 FM島田が放送する時間内（第1・第3火曜日午前8時10分）
- （3）放送内容 県政等についての報告・15分間
- （4）再放送 第1・第3火曜日で放送した素材はその翌日の各水曜日、
午後7時5分より再放送する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成30年6月1日から2019年5月31日まで
（1箇年）とする。

（契約金額）

第3条 契約金額は次のとおりとする。¥59,400-（月額）
（うち取引にかかる消費税の額 ¥4,400-）

（契約の解除）

第4条 甲および乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、
文書をもって通告し、本契約を解除することができる。

（情報漏洩の禁止）

第5条 乙は、本業務に関し知り得た甲の機密情報又は個人情報を洩らしては
ならない。

（契約の更新）

第6条 本契約は、契約期間満了日までに甲、乙とで条件面などを協議し、
更新の場合も新たに契約する。

（支払の条件）

第7条 請求は毎月末日締めとし、甲は乙に番組放送料として支払う。

（その他の事項）

第8条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲、乙双方協議のうえ
決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、
各自1通を所持する。

平成30年6月1日

（甲）島田市日之出町4-1

静岡県議会議員 櫻井 勝郎

（乙）島田中央町5番の1

株式会社FM島田

代表取締役社長 八木 和夫



領 収 証

No. 054755 J

RECEIPT

平成30年6月29日

ご氏名

新井勝郎様

(ご注意)

本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額

¥ 135,940-

ただし 平成30年6月29日
 株式会社日本旅行 静岡支店
 上記金額正に領収いた

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込
- 4. クレジット(カード)
- 5. その他

6/9



株式会社日本旅行 静岡 岡 営業本部 支店

NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

責任者印

扱者名



ジパングクラブ

会員3割引

片道フリー乗車券
 乗車券No. 520120
 窓口No. 1

領 収 書

新井勝郎様

金額 ¥10,500円
 (消費税等込み)

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

島田 ↔ 品川 往復

30年6月6日
 東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます



印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

島田駅

現金出納社員



計
 149,190.-

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
<p>県外調査概要書</p> <p style="text-align: right;">平成30年6月15日</p> <p style="text-align: right;">会派名・議員氏名 さくらの会 桜井勝郎</p>					
目的	北米領土返還の為の調査研究				
年月日	平成30年6月11日～6月13日				
場所	北海道、詳細は別紙				
内容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容</p> <p style="text-align: center;">別紙</p> <p>4 所見 県政への反映 別紙私見</p>				

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

2 視察日程表

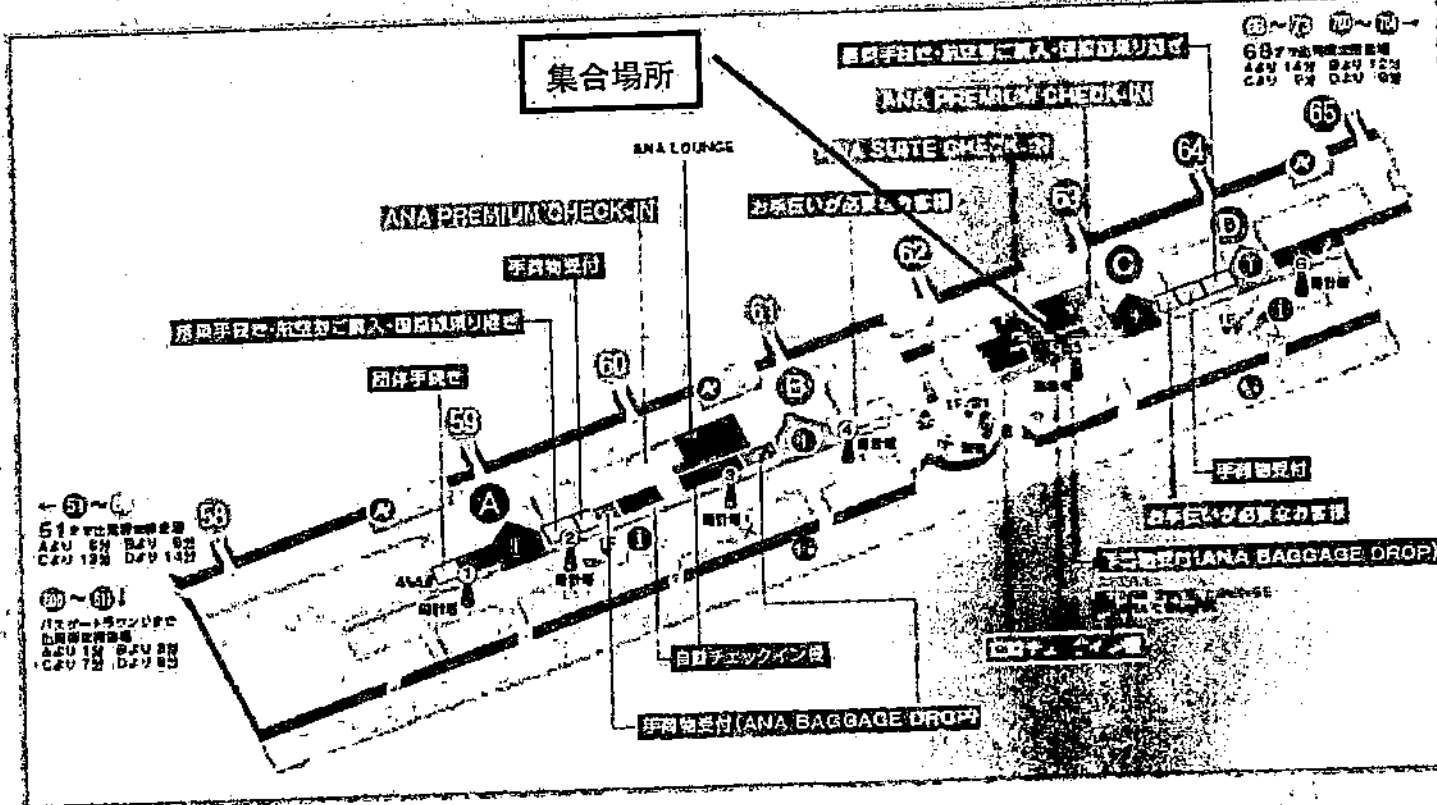
《1日目：6月11日（月）》

●こだま 634号利用の場合

浜松駅(8:50 発) ・ ・ 掛川駅(9:05 発) ・ ・ 静岡駅(9:20 発) ・ ・ 新富士駅(9:36 発)
三島駅(9:50 発) ・ ・ 品川駅(10:38 着/10:52 発) ・ ・ 羽田空港(11:08 着)

【集合場所】羽田空港 第二旅客ターミナル 2階出発ロビー 5番時計塔下

【集合時間】午前 11:15



羽田空港(12:15 発) ・ ・ ・ 全日空 377 便 ・ ・ ・ 中標津空港(13:55 着)

中標津空港(14:10 発) == 北方館/視察(16:40~17:10) == 根室市内ホテル

(18:00 頃)

※ 夕食は、根室市内“壱炉”にて

宿泊先	所在地	電話番号
イーストハーバーホテル	根室市光和町1丁目26	0153-24-1515

《2日目：6月12日（火）》

釧路市内ホテル(6:45 発) == 中標津空港(8:45 着)

中標津空港(9:25 発) 全日空 4882 便 新千歳空港(10:20 着)

新千歳空港 == == 札幌市内/昼食(11:45~13:15)

== 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター/視察(14:00~15:00) ==

== 札幌市内ホテル(15:30 頃)

宿泊先	所在地	電話番号
ルートイン札幌中央	札幌市中央区南五条西5丁目13-1	011-518-6111

《3日目：6月13日（水）》

札幌市内ホテル(9:00 発) == 北海道庁/視察(9:30~10:30)

== 千歳市内/昼食(11:15~12:15) == 新千歳空港(12:30 頃)

新千歳空港(13:30 発) 全日空 64 便 羽田空港(15:10 着)

●こだま 671 号利用の場合
羽田空港(16:05 発) . . . 品川駅(16:27 着/16:34 発) . . . 三島駅(17:23 着)
. . . 新富士駅(17:38 着) . . . 静岡駅(17:56 着) . . . 掛川駅(18:10 着)

◎緊急連絡先（添乗者の携帯等）

⇒添乗員 XXXXXXXXXX

平成 30 年度 静岡県議会 北方領土を考える議員連盟

北海道視察報告書

静岡県議会自民改革会議の北海道視察に参加したのでその概要を下記のとおり報告します。

記

日 時：平成 30 年 6 月 11 日（月）～13 日（水）

場 所：北方館、望郷の家、北海道スラブ・ユーラシア研究センター、北海道
総務部北方領土対策本部

参加者：杉山盛雄、小楠和男、鈴木利幸、落合慎吾、渡瀬典幸、野崎正蔵、野
田治久、木内 満、坪内秀樹、櫻井勝郎 良知淳行 |

視察概要：以下のとおり

I、北方館、望郷の家（根室市） 6月11日（月）16:30～

1 調 査

- (1) 場所 北方館・望郷の家（根室市）
- (2) 相手方出席者 北方館・小田島館長（説明）

2 概 要

- (1) 北方館（昭和 55 年 8 月開館）

北方館は、北海道根室市の根室半島最東端・納沙布岬に位置しており、北



方領土返還要求運動の原点の地で、目の前に広がる日本固有の領土である北方の島々を望みながら、北方領土問題の発生の状況や歴史的経緯を展示資料によってご覧いただき、返還運動への皆様の深いご理解とご参加を

得て、より一層の国民世論の高揚を図り、一日も早い北方領土の返還実現をめざすために開設しております。

(2) 望郷の家(昭和47年4月開設)

第2次世界大戦後、北方領土の島々を追われた元島民の心の拠り所として開設され、戦前の島民の生活関連資料や島々における町並みや住居表示を折り込んだ地図などが展示されています。

(3) 北方領土とは…?



私たちが「北方領土」と呼ぶのは、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島(多楽島、志発島、勇留等、秋勇留島、水晶島、貝殻島など)の四島です。

島の気温は、海洋気象の影響を受けて寒暑の差が緩慢です。年平均気温は4.5度程度で、月の平均気温が10度以上になるのは、6月から10

月に及ぶ5か月間で、盛夏の8月は16度、夏季平均は13度ほどです。また、冬の平均気温は零下5度から6度ほどで、これは根室地方と大差はありません。

戦後、日本政府は一貫してこれら四島の早期返還をロシア(ソ連)に対して要求し続けてきました。しかし、1956年(昭和31年)、日ソ共同宣言が署名され、両国間に国交が再開されたにもかかわらず、その返還はいまだに実現していません。

北方領土は、古くから私たちの固有の領土として受け継いできたもので、歴史的に条約的にみても、日本固有の領土です。

北方領土問題の解決は、両国間の最大の懸案であり、日本とロシアの真の友好関係を確立するためには、四島の日本への返還を一日も早く実現し、平和条約を締結する必要があります。

そのためには、みなさん一人ひとりが北方領土問題に対しての正しい理解と認識を深めて頂き、外交交渉の支えとなるような全国民の声を結集する必要があります。

(4) 北方四島との交流

○北方領土墓参

北方領土への墓参は、祖父や肉親の眠るそれぞれの島へ渡り霊を慰めたいという元島民やその遺族の切なる願いに対して、領土問題とは別に、日本政府が人道的見地から、これを実現するようソ連側と折衝した結果、1964年(昭和39年)に初めて実施を認められました。

※昭和46年から48年、昭和51年から60年は、ソ連側からビザを求められたため中断。

○ビザなし交流

日本とロシアとの間において、北方領土問題の解決を含む平和条約が締結するまでの間、相互理解の推進を図り、友好的な関係を構築し、北方領土問題解決のための環境整備を進めることを目的としています。

1991年4月に来日していたゴルバチョフ大統領(当時)の提案を受け、同年10月に外相間の往復書留により、我が国国民の北方領土の訪問について、

旅券(パスポート)及びビザ(査証)なしで行うことなどを内容とする枠組みが設定され、1992年から相互訪問が行われています。

○北方領土自由訪問

1998年11月の小淵総理大臣(当時)の訪口の際に署名されたモスクワ宣言において、日ロ首脳は、旧島民及びその家族たる日本国民による北方領土への最大限に簡素化されたいわゆる自由訪問を実施することにつき原則的に合意したことを受け、1999年9月2日、日ロ双方の口上書により最終的に枠組みが設定されました。同年9月11日、12日、この枠組みにおける第一陣訪問団(44人)が志発島(歯舞群島)を訪問しました。

II、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター

6月12日(火) 14:00~15:00

1 調査

- (1) 場所 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター
- (2) 相手方出席者 岩下明裕 教授(質問形式)

2 概要

質問:米国の艦船がソ連に協力して北方領土の侵攻を行ったというが、星条旗が立っていればソ連軍は来なかったとも言われている。8月15日以降の歴史と北方領土の関連についてレクチャーいただきたい。

質問:田中角栄や橋本元総理など、返還が近かった時期もあると聞くが、それぞれの経緯と、なぜ返還に至らなかったのか、将来の返還に向けてどのような誓願活動を行っていけばいいのか。

説明:ソ連への参戦を働きかけたのはルーズベルトであった。米国も疲弊をしていたため、通常の上陸作戦を行う事を考えれば、日ソ中立条約を破棄させることで、上陸作戦を楽にしたいとの思惑があった。一方日本はスターリンを仲介として名誉ある敗戦の講話を模索していたが、ソ連が日米を比較した結果のヤルタ密約にいたった。

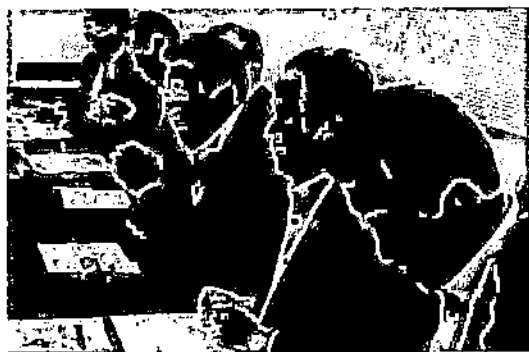


原爆投下後、ソ連は焦った。日本の敗戦が明確になった時点で、ソ連は如何に日本を切り取れるか、米国はいかにソ連を外せるかという工作を行った。米国はソ連の千島占領に対して強硬姿勢を示したが、ソ連が北海道の占領をほのめかしたため、千島の占有を認めた。サンフランシスコ講和条約に於いて樺太と千島列島を放棄した。吉田茂は色丹、国後、択捉のうち56年宣言の伏線。歯舞は明確に根室の行政区である。56年宣言で2島（歯舞・色丹）返還を提案したが、ダレス国務長官が「2島返還ではなく4島返還を主張しなければ、沖縄は永久に占領する」という横やりを入れたことから、日本が4島返還を主張するようになり、以後日本の立場として4島返還を首長し続けていると認識している。

ソ連が2島返還を提案した背景は、スターリンが「味方で無ければ敵」というスタンス、一方、フルシチョフ「敵で無ければ味方にしたい」というスタンスで、日本をアメリカから日本に引き寄せようとした。沖縄、小笠原も返還されていない状況で2島引き渡せば「アメリカけしからん」という世論を喚起出来ると踏んだものと推測している。

日米離間策が上手くいかないと、2島返還も引っ込める。1956年宣言については日本もロシアも忘れたいというのが現状ではないだろうか。（日本は4島、ロシアは領土問題が無い）。

ペレストロイカが始まったころ、中曽根時代が掲げた戦後政治の総決算はロシアとの平和条約、北朝鮮との国交回復を外交的に目指した。1980年代に2島返還論も再浮上した。



ソ連が潰れてロシアになったころ、秘密相談ということで、国後・択捉は交渉する、歯舞・色丹は引き渡すと打診があった。そのころの日本はバブル期で強気に出れば4島返還も期待出来ると4島交渉したがダメであった。橋本龍太郎時代に、日ソどこかで国境を引こうということになったが、実質的には4島返還論であり接点は見いだせていない。

質問：ビザ無し渡航については、厳しい規制をかけられて墓参などしていると聞くが、ロシア人が病気の場合はビザ無しで来日していると聞くが、不公平な対応について4島住民は日本中何処でも行ける。一方日本人は4島しか行けない。その背景にはビザ無し渡航を広げたい日本側の思惑と、ビザ無し渡航を制限したいロシアの思惑があり不公平が発生している。

質問：沼津市・富士市のディアナ号事件（プチャーチン提督）へだ号再建の歴史も踏まえて親睦の材料にして頂ければいいのかと思う

説明：日本中に同じような話がある。対馬でも同様にロシアとの交流の美談がある。対馬沖

海戦は戦争。戦争を未来志向で乗り越える上では大変良い事例だと思う。

質問：今後の北方領土についてはどうなると思っているのか

説明：プーチンが1956年宣言を認めて2島返還なら認めて良いと言っている。56年宣言を受けて色丹島は「日本に返すモノだ」という意識があったが、今は色丹島に中国人労働者も多く来ており開発も進んでいる。色丹を明確に「返さない」との意図が見て取れる。2島+αではなく、2島-αになる可能性すらある。

2016年安部・プーチン会談には外務省は殆ど入っていない。対ロシア外交については官邸がひきとった。元島民の手紙をプーチンに見せた。元島民の手紙には島を返して欲しいとは一言も書いていない。島の上での共同経済活動をしようという議論になった。しかし、その後の進展は芳しくない。

共同経済活動をする上でのヒトとモノの交流をするためには「国境」の議論を避けて通ることは出来ない。パスポートを持って渡航すれば、検疫を受ければ、ロシア領として認めたことになる。ロシアが、ロシアの法律として「特区」を作った場合には、日本はその「特区」に入ることはできない。「特区」に日本が来ないなら中国・ヨーロッパも投資しないか？ということになり、結局日本は入ることが出来ないことになるため、

ビザ無し渡航の制度は、日本からパスポートを持参せず上陸するが、裏では外務省職員がロシアの外務職員とパスポートに変わるものにスタンプを押すということでロシアへの入国を特例で認めるという手続きとなっている。

質問：北方領土に関して、我々は何が出来るだろうか

説明：根室の人にとっては国境になっていないから交流が出来ない。現状はゼロですら無い、マイナスである。国境線があるから稚内は樺太とも交流できる。国境がないことで何もできない。島が無くとも明確に線を引いて欲しい。場合によっては歯舞だけで構わない。歯舞は本来根室の行政区なのだから。それが根室の人の明確な意思として主張する人も増えている。そうした立場を地域の立場から声をあげるべき。

交流は線を引かなければならない。日中共同水域の事例のように、線が無ければ力が強いものが全て取ることになる。そうした声が東京の人たちに理解されていない。

質問：北方領土に関して国民の関心を高めるきっかけは？

説明：国民の関心とは諸刃の剣である。元島民は4島でまとまったはずだが、2島でも構わないという意見も多くなった。4島返還の国民世論が強くなることは決して良いことでは無い。全ての紛争が激化してしまう。縄文・続縄文・擦文と北海道は日本と歴史が違う。全体的で真っ白な日本などどこにも無い。

歯舞・色丹は根室の人が多い。国後・択捉の人はコルサコフ経由で帰った。

10年前の調査では、色丹「日本から金貰って帰っても良い」 択捉「ここは我々の国だか

ら、日本人など入れない」 国後「ここに住みたいから、日本人と一緒に構わない」と意見が分かれている。

質問：国際法上の問題としての日ソ不可侵条約の破棄はどう捉えているのか

説明：国際法上日ソ不可侵条約の無視は明確な違反だが、北方領土問題が連続ではない。全てはサンフランシスコ講和条約から始まっている。樺太と千島列島を放棄しているが、ロシアが調印していない。「一度もロシア領になったことがない」という表現をする。「日ソ不可侵条約を破った」ということと、「法的に明確でないのに居座っている」ということは明確に違う。サンフランシスコ講和条約における「南千島」の解釈変更（2島→4島）が「4島返還論」であり、日ソ不可侵条約とは関係ないと理解している。



Ⅲ、北海道総務部北方領土対策本部 6月13日(水) 9:30~10:30

1 調査

- (1) 場 所 北海道庁旧本庁舎 2階会議室
- (2) 相手方出席者(説明・質疑応答)

北海道総務部北方領土対策本部	北方領土対策課課長	中島竜雄
〃	〃 主幹	藤本 雄
〃	〃	今北智一
公益社団法人 北方領土復帰期成同盟	参事	甲谷俊二
〃	専門員	石部 彰

2 概要

今北氏の司会で開会、まず中島課長から冒頭の挨拶を頂いた。元島民の高齢化が進む中での北方墓参事業等取り組みと対応について、あるいは共同経済活動に対する不安や不満、北方領土隣接地域振興等基金の運用益減少の対策など北方領土問題の現状と課題について、お話を伺った。

続いて、杉山団長が、今回の視察受け入れのお礼を述べるとともに、静岡県議会での北方領土を考える議員連盟設立の経緯やその活動について説明、さらに北方領土問題の理解深め、協力していきたい旨を伝えた。

次に、藤本主幹から「北方領土問題への北海道の取組」資料(別紙参照)に沿って、北海道の取組の基本的な考え方や、啓発活動、北方四島交流事業(ビザな

し交流事業)、元島民への援護、北方四島住民支援、共同経済活動、北方領土隣接地域の振興対策など、北海道の取組について説明があった。また、北方領土問題に対する政府の基本的な立場や帰属を巡る歴史、交渉の経緯、千島桜や返還要求署名運動などについても丁寧な説明を受けた。

さらに、甲谷参事より、元島民の高齢化が進む中、次代を担い若者たちに北方領土問題や返還要求運動に関心を持ってもらい、国民のより一層の高揚を図るため、全道の高校生を対象とした返還運動後継者の育成を推進するために、「北方領土を考える」高校生弁論大会の概要説明を受けた。

質疑応答

木内議員：住民の領土返還意識が変わりつつある中で、意識調査をしているのか？

定期的に定点観測的に意識調査を実施し、分析している

桜井議員：表向き4島返還だが現実的には2島ではないか？

政府の外交交渉や発言も変わってきている。共同経済活動も期待が大きい反面地元無視といった懸念もある。元島民に寄り添う必要もあるデリケートな問題

良知議員：今後、啓発活動を広めるために、弁論大会を道から全国大会にしたらどうか？

二世、三世の語り部を育成するなど、地道な活動を積み重ねることが大切と思う

渡瀬議員：修旅で地元の袋井高校が来道したと聞いたが、どのような交流したのか？

元島民の語り部の話を聞いた、修旅で来道する多くの高校生に発信したい

野崎議員：共同経済活動や交流事情に課題が多いと聞いているが、どういうことか？

相手国がロシアであり、要望しているが調整に難航しているのが現状である

小楠議員：弁論大会のスケジュールはどうか、似たような事業と重なっていないか？

小中高生対象にいろいろなテーマの募集があるのは承知している。学校ごとに対応してくれるが、応募数は減っているのが現状である

杉山団長：北海道議会内の委員会活動はどのようなものか？他県にも発信したらどうか？

16名が在籍し、月に一度第二火曜日に活動している、他県に出向き意見交換し、北方領土問題を啓発し、理解を深めたい

北海道庁における事情聴取と質疑応答後、対応者と共に写真撮影し、終了した

IV、まとめ

今回の視察を通して、北方領土問題の位置付けや考え方が日露関係において質的な転換期を迎え、理想と現実が入り混じり複雑さを増していると感じました。

1956年「日ソ共同宣言」ではソ連側は歯舞群島、色丹島の「二島返還」を主張し、「ソ連は歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする」と明記されました。しかし、日本は北方四島を固有の領土とし「四島返還」での継続協議を要求しています。そのため両国間の見解と主張は今もその溝が埋まらず、様々な形で問題を引き起こしている状況です。

北海道としては、北方領土は北海道の行政区分の一部であり、また、四島を追われた元島民の多くが居住しており、北方領土問題の解決が、対岸の根室地域はもとより本道の発展と道民生活に密接な関係を有することから、道政上の重要課題として位置付け、国に対し北方領土問題の早期解決に向けた強力な外交交渉の展開を求めるとともに、必要な諸対策を積極的に推進しています。

今後は、静岡県も西伊豆の戸田など、歴史的にロシアとの関係も深いことから、議連としても課題解決を促す提言等を国に対して行っていく必要があると感じ



ました。

また、領土問題の解決にあたり、境界研究の視点に基づく情報の収集や各国の状況や現在に至った経過についても十分に把握し今後の返還交渉に役立てていく事が現実的な問題解決を検討するにあたり大切なことを感じました。



北方領土問題が長期化する中、元島民の高齢化が進む中、問題を風化させることのないように、次世代を担う若者たちに関心を持ってもらい、次の世代に引き継ぐことの役割は、国や北海道だけでなく本県においても取り組む必要性を感じました。

北方領土を考える議員連盟の根室市、札幌大学、北海道道庁への調査、研究についての私見を報告します。

今回で私は 3 回目になりますが、分からなかつたら現場に行けそれが一番だ、と言う定説のとうり新しい事実を知ることが出来ました。新聞テレビ、所謂メディアは日ソ不可侵条約破って、それも終戦直後にソ連（ロシア）は日本固有の領土を占領したから、けしからん四島を即時返還すべきである、これがメディアの論調、政府の主張である、しかし札幌大学教授の話を知ると別紙報告書のとうりロシアが全て悪いというのは当たらないのではないかと思います、両国の政治体制の変化によって歯舞色丹 2 島の返還のチャンスを逃がしたり、ソ連軍の占領にアメリカ艦隊が使われたとか、日本のメディアを通して一方通行でしか情報を知りえないことに衝撃を受けてます、わが県もそう言う事実を検証し、メディアを通して県民に知らしめるべきである

静岡県議会議員 桜井勝郎

整理番号	25
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	---	-------


支出証拠書

(会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用 (30年 6 月分)		
年月日	平成30年6月1日~平成30年6月30日	金額	170,000 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	


給与支払明細書 平成30年6月

氏名	給与	手当		支給額合計	控除		支給額	受領印
	35,000			35,000			35,000	
	32,500			32,500			32,500	
	22,500			22,500			22,500	
	20,000			20,000			20,000	
	20,000			20,000			20,000	
	20,000			20,000			20,000	
	20,000			20,000			20,000	
合計	170,000			170,000			170,000	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	170,000 円	100%	170,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 26

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	--	-------

支出証拠書 (自動車燃料代)

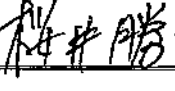

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 さくらの会・ 桜井勝郎)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	249	18円 × 249 km / km	4,482

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名  

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,482 円	100%	4,482 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(Km)
6月4日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
6月5日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
6月8日	書類精査・面談	自宅→県庁(往復)	61
6月14日	書類精査・面談	自宅→県庁→財務事務所→自宅	66
		(印)	
合 計			249